

「生活福祉資金・特例貸付延長」のご案内

新型コロナウイルスの影響により収入が減少する等して、引き続き、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、特例貸付の受付期間が延長されますのでお知らせします。延長貸付を希望される方は、お住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

1. 受付期間の延長について

緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付にかかる受付期間が12月末まで延長となります。

2. 延長の対象について

(1) 総合支援資金の延長は1回のみで、申請の受付期間は12月末までとなります。原則、初回の貸付が①8・9・10月、②9・10・11月、③10・11・12月に該当する借受人が延長貸付の対象となります。

ただし、連続する3ヶ月の貸付期間とするため、①～③のそれぞれ送金3回目の最終月までに延長の申込みをする必要があります。(2回目の入金日の翌日から申請可としています。)

(2) 総合支援資金の初回申込みについて、9月末までに3回目の送金が完了する(している)場合、延長の申請期限は9月30日です。(市町村社協の受付印が必要)

3. 自立相談支援事業による支援について

(1) 10月以降、総合支援資金の初回申請をする場合

厚生労働省の通知で「償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行う」と示されています。

これについては、重要事項説明書において、自立相談支援機関の支援を受けることについて同意していただくことを要件とします。

また、初回面談時において、お住まいの市町村社会福祉協議会より、自立相談支援機関のパンフレットをお受取りください。

(2) 総合支援資金の延長を申請する場合

これまでと同様、自立相談支援機関が借受人の就労や収入の状況等を聞取りして「総合支援資金特例貸付延長貸付にかかる状況確認シート」を作成することとします。

【相談・申請先となる社会福祉協議会】

瑞穂市社会福祉協議会

住 所：瑞穂市別府 1283 番地

電話番号：(058) 327-8610

【実施主体】

岐阜県社会福祉協議会

住 所：岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉会館内

電話番号：(058) 201-1547